

(別添 2 - 3)

長野県企業局電力の長野県庁舎への負荷追随供給に関する 2 者契約書 (案)

長野県公営企業管理者 吉沢正 (以下「ベース供給者」という。) 及び〇〇〇〇 〇〇 (以下「P P A 供給者」という。) は、長野県企業局電力 (以下「企業局電力」という。) の長野県庁舎への負荷追随供給に関する契約を締結する。

(趣旨)

第 1 条 P P A 供給者は、長野県知事 (以下「需要者」という。) が管理する長野県庁舎への企業局電力の自己託送に合わせ、別に契約するところにより、ベース供給者から P P A 供給者に供給された企業局電力を優先して負荷追随供給を行うものとする。

(定義)

第 2 条 この契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ベース供給 通告型部分供給により長野県庁舎に自己託送すること。
- (2) 負荷追随供給 ベース供給 (通告値によるもの) を除き、長野県庁舎に需要電力を供給すること。
- (3) P P A 負荷追随供給のうち電源がベース供給者から P P A 供給者に供給された非 F I T 及び F I P 電力 (以下「非 F I T 等企業局電力」という。) であるもの
- (4) 買受人 ベース供給者が契約した長野県企業局電力に係る電力受給契約の相手方

(P P A 等に係る発電所等)

第 3 条 P P A に係る発電所、需要施設及び電力量等については、別表 1 のとおりとする。

(負荷追随供給等の実施)

第 4 条 ベース供給者は、別に需要者と契約するところにより、ベース供給を行うものとする。

- 2 ベース供給者は、ベース供給に関して電力広域的運営推進機関に提出する発電販売計画及び部分供給通告値による電力量を優先的に確保するものとする。
- 3 ベース供給者は、別に買受人と契約するところにより、P P A 供給者が P P A に用いるための非 F I T 等企業局電力 (送電による損失率分の電力を含む。) を無償で買受人に供給するものとする。
- 4 P P A 供給者は、P P A を適切に行うため必要な措置をとるよう買受人に求めるものとする。
- 5 P P A 供給者は、仕様書に定めるところにより、需要者が管理する長野県庁舎に P P A を優先して負荷追随供給を行うものとする。

6 P P A 供給者は、第 5 項の負荷追随供給を行うに当たり、第 1 項のベース供給、第 3 項で供給された非 F I T 等企業局電力量では長野県庁舎の需要電力量に不足する時は、不足する電力量を別途調達するものとする。

7 P P A 供給者は、第 5 項及び第 6 項の実施に必要な費用をベース供給者に請求し、ベース供給者は支払義務を有するものとする。その他、本契約に係る需要者及びベース供給者の金銭債務についても同様とする。

【詳細は別途協議】

(需要者の承諾)

第 5 条 ベース供給者は、前条の負荷追随供給の実施に当たっては、需要者の承諾を得るものとする。

(負荷追随供給等の期間及び契約の有効期間)

第 6 条 ベース供給及び P P A の期間及び契約の有効期間は、令和 6 (2024年) 年 7 月 1 日 0 時から令和 7 (2025年) 年 3 月 31 日 24 時までとする。

(契約単価等)

第 7 条 契約単価等は別表 2 のとおりとする。

(費用の支払及び計算等)

第 8 条 P P A 供給者は、前条の規定に定める第 4 条第 5 項及び第 6 項の実施に必要な費用 (月ごとに別表 2 の(1)電気料金、(2)燃料費調整額及び(3)再生可能エネルギー発電促進賦課金の額を合算した額 (以下「代金」という。)) をベース供給者に対し、適法な請求書により請求するものとする。

なお、負荷追随供給電力量に小数点以下の端数がある場合は小数点以下第 1 位で四捨五入するものとし、計算の結果、代金に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項の基本料金は、力率の変動に応じて、その一月の力率が 85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき基本料金の 1 パーセントを割引きし、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき基本料金の 1 パーセントを割増するものとする。なお、力率に小数点以下の端数がある場合は小数点第 1 位で四捨五入するものとする。
- 3 ベース供給者は、その一月の代金をその翌月 10 日までに、適法な支払請求書を受領したときは、請求書を受領した月の末日 (金融機関休業日の場合はその翌営業日) を支払期日として、P P A 供給者の指定口座に振り込むものとする。ただし、ベース供給者が通知期日以降に通知書を受領した場合は、ベース供給者は、通知書受領日の翌日から起算して 10 日を経過する日までにこれを P P A 供給者に支払う。
- 4 前項の場合において、支払期日までに該当月の代金が支払われなかったときは、支払期日の翌日から起算して支払を実施した日までの日数に応じ、需要者は P P A 供給者の請求金額に対して年率 2.5% の割合で計算した遅延利息を P P A 供給者に支払うこと。

【詳細は別途協議】

(契約単価等の変更)

第9条 社会経済情勢の変化等により契約単価等の変更が必要になった場合は、双方の協議の上、契約単価等を変更できるものとする。

【詳細は別途協議】

(契約保証金)

第10条 P P A 供給者は、契約保証金 円をこの契約締結と同時にベース供給者に支払うものとする。

- 2 ベース供給者は、第6条に規定する期間が満了したときは、速やかに契約保証金を返還するものとする。
- 3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

【契約保証金の納付に代えて、国債、金融機関の保証等の担保を提供した場合】

第10条 契約保証金は 円とし、P P A 供給者はベース供給者に対し次の担保を提供する。

【契約保証金の納付を免除する場合】

第10条 契約保証金は 円とし、その納付は免除する。ただし、P P A 供給者がこの契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金としてベース供給者に納付することとする。

(使用電力量の増減)

第11条 ベース供給者のベース供給量は、都合により予定ベース供給電力量を上回り、又は下回ることができる。ただし、ベース供給者のベース供給量が、別表第1又は第4条第5項の仕様書に記載される年間ベース供給電力量及び月間ベース供給電力量と大幅に異なることが明らかになった場合は、ベース供給者は直ちにP P A 供給者に連絡するものとする。

【詳細は別途協議】

(歳出予算に計上されない場合の解除)

第12条 ベース供給者は、ベース供給者又は需要者の歳出予算において、この契約に係る予算が計上されない場合は、この契約を解除するものとする。

- 2 P P A 供給者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、P P A 供給者に損害が生じたときは、ベース供給者にその賠償を請求することができる。

(契約電力の変更)

第13条 契約電力の変更について必要があると認められるときは、ベース供給者とP P A 供給者で協議の上、変更するものとする。

2 ベース供給者又はP P A供給者が前項の規定によらないで契約電力を超えて電気を送電した場合は、P P A供給者の責めとなる理由による場合を除き、ベース供給者は中部電力ミライズ株式会社が特別高圧で電気の供給を受ける需要に適用する標準的な供給条件（基本契約要綱（特別高圧））で決定される超過金（以下「契約超過金」という。）をP P A供給者の請求により支払うものとする。

【詳細は別途協議】

（債権債務）

第14条 本契約期間中の料金その他の債権債務は、本契約の終了によって消滅しないものとする。

（反社会的勢力の排除）

第15条 ベース供給者及びP P A供給者は、相手方が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当し、又は反社会的勢力と次の各号のいずれかに定める関係を有することが判明した場合には、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える等、反社会的勢力を利用していると認められるとき。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき。
- (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 ベース供給者及びP P A供給者は、相手方が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに定める行為をした場合には、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 ベース供給者及びP P A供給者は、自己が将来にわたり前2項の規定に該当しないことを表明・確約する。

4 ベース供給者及びP P A供給者は、相手方が第1項又は第2項の規定に該当すると疑われる合理的な事情がある場合には、その該当の有無につき、相手方に対して調査を行うことができ、相手方はこれに協力し、調査に必要な資料を提供しなければならない。

また、ベース供給者及びP P A供給者は、自らが第1項又は第2項の規定に該当し又はそのおそれがあることが判明した場合には、相手方に対し、直ちにその旨を通知するものとする

- 5 ベース供給者及びP P A供給者は、相手方が前項の規定に違反した場合は、直ちに契約を解除することができる。
- 6 ベース供給者及びP P A供給者は、自己が反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を相手方に報告し、相手方の捜査機関への通報に必要な協力を行うものとする。
- 7 ベース供給者及びP P A供給者が前項の規定に違反した場合にあっては、相手方は、直ちにこの契約を解除することができる。
- 8 ベース供給者及びP P A供給者が前各項の規定によりこの契約を解除した場合において、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することができず、また解除により解除した当事者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(守秘義務)

第16条 ベース供給者及びP P A供給者は、次の各号に該当する情報を除き、本契約の内容その他本契約に関する一切の事項及び本契約に関連して知り得た相手方に関する情報について、相手方の事前の書面による同意なくして、第三者に開示してはならない。ただし、(a)適用法令に基づく開示要求に従ってこれを開示する場合、(b)ベース供給者が、ベース供給者の弁護士、公認会計士、税理士、アドバイザー、取引先金融機関等、及びその役員、従業員等に対して開示をする場合、並びに(c)ベース供給者又はP P A供給者が、ベース供給者又はP P A供給者の弁護士、公認会計士、税理士等、ベース供給者又はP P A供給者から委託を受けて本契約にかかる業務を実施する者(委託先の役員及び従業員並びに再委託先等を含む。)(d)接続請求電気事業者に対して開示する場合は、この限りではない。ただし、(b)又は(c)に基づく開示については、開示先が適用法令に基づき守秘義務を負う者である場合を除き、開示先に対し本条と同様の守秘義務を課すことを条件とする。

- (1) 相手方から開示を受けた際、すでに自ら有していた情報又はすでに公知となっていた情報
- (2) 相手方から開示を受けた後に、自らの責めによらず公知になった情報
- (3) 秘密保持の義務を負わない第三者から秘密保持の義務を負わずして入手した情報

2 本条に基づくベース供給者及びP P A供給者の義務は、本契約の終了後も相手方の書面による事前の承諾がない限り、存続するものとする。

(守秘義務からの除外情報)

第17条 前条の規定にかかわらず、ベース供給者又はP P A供給者が、本取引においてベ

ース供給者を選定し紐づけられた需要家に対し、ベース供給者の発電所の名前、エネルギー源、発電場所、発電容量、設備の稼働開始時期及び発電期間、当該発電所からの供給電力量及び供給時間（以下「除外情報」という。）を開示することを承諾する。

- 2 ベース供給者は、紐づけられた需要家が、前項に基づき開示を受けた除外情報を、かかる需要家の広告・宣伝のために、第三者に開示することを承諾する。
- 3 ベース供給者は、P P A供給者が自身の発電バランスンググループに対して必要な情報を開示することを承諾する。

（準拠法、裁判管轄）

第18条 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

- 2 ベース供給者及びP P A供給者は、本契約に関する一切の紛争について、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（疑義の協議解決）

第18条 この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈に関し疑義が生じたときは、ベース供給者とP P A供給者は、協議して解決するものとする。

この契約の締結の証するため、契約書2通を作成し、ベース供給者及びP P A供給者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年（2024年）○月○日

ベース供給者 長野県企業局
長野県公営企業管理者 吉沢 正

P P A供給者 ○○○ ○○ ○○

別表 1 (第 3 条関係)

区分	ベース供給	P P A (負荷追供給)
長野県企業局発電所	四徳発電所、奥裾花発電所、奈良井発電所及び松川ダム発電所のうち全部又は一部	四徳発電所、小渋第 1 発電所、小渋第 2 発電所、大鹿発電所、大鹿第 2 発電所、奥木曾発電所、菅平発電所、裾花発電所、奥裾花発電所、奈良井発電所、松川ダム発電所及び与田切発電所のうち全部又は一部
計画送電電力量 [送電による損失率分を含む。]	2,045 [2,097]千kWh	1,485[1,523]千kWh
	合計 3,530 [3,620]千kWh	
需要施設 (供給場所)	長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁舎(本館、議会棟、議会増築棟及び西庁舎)	
一般送配電事業者との契約電力 (予備電力) 【詳細は別途協議】	800kW (800kW)	1,650kW (1,650kW)
本契約の契約電力 (予備電力)	800kW (800kW)	850kW (850kW)
計画需要電力量	2,045千kWh	1,485千kWh
	合計 3,530千kWh	

別表 2 (第 7 条、第 12 条関係)

【詳細は別途協議】

区分	項目	細項目	単価 (税込)	予定数量	契約金額 (税込)
負荷追随供給	(1) 電気料金	ア 基本料金	〇〇〇〇 円/kW/月	850 kW× 9 か月	〇〇〇円
		イ 電力量料金	〇〇〇〇 円/kWh	1,485 千 kWh	
		ウ 電源費 (非 F I T 等企業局電力以外で P P A 供給者が電源調達したものに限り。)	〇〇〇〇 円/kWh	0 kWh	
		エ 託送予備線料金	〇〇〇円 /kW・月	850 kW× 9 か月	
	(2) 燃料費調整額	燃料費調整額 (非 F I T 等企業局電力以外で P P A 供給者が電源調達したものに限り。)	〇〇〇〇 円/kWh	0 kWh	
(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金	再生可能エネルギー発電促進賦課金	〇〇〇円/kWh ※令和 6 年度 単価での契約 になります。	1,485 千 kWh		

代金算定方法

(1) 電気料金、(2)燃料費調整額及び(3)再生可能エネルギー発電促進賦課金の額を合算した額

(1) 電気料金の算出	
ア 基本料金	(1)ア基本料金の単価 (税込) に各月の負荷追随供給に係る本契約の契約電力を乗じて得た額
イ 電力量料金	(1)イ電力量料金の単価 (税込) に各月の電力量料金単価計量期間に係る使用電力量のうち需要者がベース供給により調達した電力量を除いた電力量 (以下「負荷追随供給電力量」という。) を乗じて得た額
ウ 電源費	(1)ウ電源費 (非 F I T 等企業局電力以外で P P A 供給者が電源調達したものに限り。) の単価 (税込) に第 4 条第 6 項の規定により P P A 供給者が調達した電力量を乗じて得た額
エ 託送予備線料金	(1)エ託送予備線料金の単価 (税込) に各月の負荷追随供給に係る本契約の契約電力を乗じて得た額
(2) 燃料費調整額	
	(2)燃料費調整額 (非 F I T 等企業局電力以外で P P A 供給者が電源調達したものに限り。) の単価 (税込) に第 4 条第 6 項の規定により P P A 供給者が調達した電力量を乗じて得た額

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金※

	(3)再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価（税込）に各月の負荷追従供給電力量を乗じて得た額
--	--

(※) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価（税込）は、経済産業大臣が定める単価とする。

(注)

- 1 電力量の単位は、1キロワット時とし小数第1位を四捨五入する。
- 2 1キロワット時当たりの単価の単位は、円とし小数第1位を四捨五入する。
- 3 消費税等相当額は、円未満切り捨てとする。
- 4 消費税等相当額は、消費税法の規定に基づき課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。

【詳細は別途協議】